

加古川市地域生活支援事業者（所）指定基準

平成 19 年 5 月 27 日
福 祉 部 長 決 定

1 目的

この基準は、地域生活支援事業に関する要綱（平成 18 年 9 月 26 日福祉部長決定）第 3 条第 3 項の規定に基づく事業者の指定に関し、第 3 条第 1 項第 9 号に掲げる移動支援事業、同条同項第 10 号に掲げる地域活動支援センター事業、同条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 移動支援事業

障害福祉サービスにおける居宅介護事業所であること。

3 地域活動支援センター事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）に基づいて、地域活動支援センター事業を実施する法人であること。

（1）地域活動支援センター事業の内容

地域活動支援センター事業は、地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する基礎的事業とその機能を充実・強化する機能強化事業を合わせて実施する。

（2）基礎的事業の要件

基礎的事業は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ア 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 69 条に規定する第 2 種社会福祉事業の届出及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 79 条第 2 項に規定する届出を監督官庁へ行っていること。

イ 事業の内容は、障害者に対し、障害の程度、特性及び能力に応じた創作的活動、生産活動の機会の提供並びに社会との交流の促進等を地域の実情に応じて実施するものとする。

ウ 利用対象者は、学齢を越えた在宅の障害者等で、地域において就労の機会が得がたい者とする。

エ 利用人員は、1 日当たりの実利用人員で概ね 10 名以上とする。

オ 開設日数は、原則として週 5 日以上とする。

カ 開設時間は、原則として 1 日当たり 6 時間以上とする。

キ 指導員は、適切な訓練及び指導を行う能力を有する者を 2 名以上配置し、うち 1 名は専任者とする。

ク 事業の実施にあたっては、利用者の保健衛生及び安全の確保に特に留意しなければならない。

（3）機能強化事業の要件

機能強化事業は、その区分をⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に定め、基礎的事業の要件に掲げる規定以上の要件を満たし、かつ、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

ア 機能強化事業Ⅰ型

(ア) 事業内容は、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

(イ) 職員の配置は、基礎的事業による職員のほか、1名以上を配置し、うち2名以上を常勤とすること。

(ウ) 利用人員は、1日当たり実利用人員で概ね20名以上であること。

イ 機能強化事業Ⅱ型

(ア) 事業内容は、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練又は入浴等のサービスを実施すること。

(イ) 職員の配置は、基礎的事業による職員のほか、1名以上を配置し、うち1名以上を常勤とすること。

(ウ) 利用人員は、1日当たり実利用人員で概ね15名以上であること。

ウ 機能強化事業Ⅲ型

(ア) この事業を実施する者は、地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業実績を概ね5年以上有し安定的な運営が図られていること、又は自立支援給付に基づく事業所に併設して実施していること。

(イ) 職員の配置は、基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とすること。

(ウ) 利用人員は、1日当たり実利用人員で概ね10名以上であること。

4 福祉ホーム事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）に基づいて、福祉ホーム事業を実施する法人であること。

5 訪問入浴サービス事業

介護保険制度における訪問入浴介護事業所であること。

6 日中一時支援事業（日中短期入所型）

次のいずれかの要件を満たすものであること。

(1) 障害福祉サービスにおける短期入所事業所若しくは生活介護事業所であること又は障害児通所支援における放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所若しくは医療型児童発達支援事業所であること。

(2) 介護保険制度における通所介護事業所であること。

(3) 上記(1)又は(2)を満たさない場合は次の要件を満たすものであること。

ア 人員に関する要件

日中一時支援事業（日中短期入所型）を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき生活支援員の総数は、当該事業の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該事業の提供に当たる生活支援員の合計数を確保すること。

(ア) 利用者の数が10人までは、2以上

(イ) 利用者の数が10人を超えるときは、2に、利用者の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上。

(ウ) 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、日中一時支援事業所の管理上支障がない場合は、当該日中一時支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

イ 設備に関する要件

必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

ウ その他

地域活動支援センターとあわせて指定を受けようとする場合、それぞれに必要な人員、面積等を確保しなければならない。

7 指定有効期間

移動支援事業所及び日中一時支援事業（日中短期入所型）の（１）又は（２）の要件により事業の指定を受けた事業所、訪問入浴サービス事業所の指定有効期間は、事業所が指定を受けている障害福祉サービス、障害児通所支援又は介護保険制度の指定有効期間とする。

ただし、地域活動支援センター事業、福祉ホーム事業及び日中一時支援事業（日中短期入所型）の（３）の要件により事業を行う事業所の指定有効期間は指定開始から６年間とする。

8 指定の更新

指定は有効期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。指定の更新を受けようとする地域生活支援事業所は必要な書類を市長に提出しなければならない。

なお、従前の指定の有効期間の満了の日までに指定の更新がされたときは、新たな指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。ただし、従前の指定の有効期間の満了の日以後に指定の更新がされたときは、決定日から起算するものとする。

9 指定の変更

地域生活支援事業所は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地等に変更があった場合、又は事業を廃止、休止若しくは再開したときは、１０日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

10 指定の取消し

市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該指定登録を取り消すことができる。

- (１) 指定事業者の役員等が、拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- (２) 指定事業者が法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「政令」という。）で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (３) 指定事業者が障害者等の人格を尊重しないことに加え、法、法に基づく命令、児童福祉法、児童福祉法に基づく命令、加古川市地域生活支援事業に関する要綱、又は加古川市地域生活支援事業者（所）指定基準を遵守せず、障害者等のため忠実にその職務を遂行しないとき。
- (４) この基準で定める要件を満たすことができなくなったとき。

- (5) 地域生活支援事業の給付費等の請求に関し不正があったとき。
- (6) 指定事業者が市長への報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (7) 指定事業者が不正の手段により、指定を受けたとき。
- (8) (1) から (7) に掲げる場合のほか、指定事業者が法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (9) (1) から (8) に掲げる場合のほか、指定事業者が障害福祉サービス、障害児通所支援又は地域生活支援事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (10) 指定事業者の役員等のうちに、前五年以内に障害福祉サービス、障害児通所支援又は地域生活支援事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (11) 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

11 指定登録申請等必要書類

指定登録申請若しくは指定更新申請又は変更、廃止、休止若しくは再開の届出に関し、この基準の別表に定める必要書類を市長に提出しなければならない。

12 その他

この基準に定めるもののほか、地域生活支援事業指定事業者の登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 9 月 7 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。